

「工事材料承諾願」「調達調書」に関するQ&A

令和2年3月26日付け「市内業者優先発注等について」において、令和2年4月1日以降に公告する工事より、「工事材料承諾願」「調達調書」の取扱いを変更・追加しているところです。

「工事材料承諾願」「調達調書」の運用にあたり、これまで問い合わせがあった内容についてQ&Aを作成しましたのでご確認をお願いします。

●「工事材料承諾願」に関するQ&A

Q	A
調達業者の考え方は	受注者（元請業者）が直接資材を発注する業者となります。 例えば、材工共で一次下請業者に発注する場合、その一次下請業者が調達業者となります。
一次下請が調達した資材業者及び二次下請業者は調達業者となるか	調達業者となりません。上記のとおり受注者が直接資材を発注する業者が調達業者となります。
調達業者所在地の市内とは	市内に本社、本店がある会社は市内となります。
調達業者所在地の市外とは	市外に本社、本店がある会社は市外となります。 例えば、市外に本社・本店があり市内に支店や営業所がある会社から直接資材を発注した場合は市外扱いとなります。
調達業者所在地で市内の割合が高ければ、受注者にメリットがあるのか	市内業者調達割合が80%以上の場合に工事成績評定で1点加点としています。
記入例では、材料名につける番号が、通し番号となっているが、必ず通し番号にしなければいけないのか	必ず通し番号にしなければいけないということではありません。

●「調達調書」に関するQ&A

Q	A
受注者の印鑑はありますか。	特に必要ありません。
4. 下請契約の表の下請工種において、複数の工種がある場合、すべて記入必要ですか。	主な工種を記載してください。
5. 資材調達の表の市外業者から調達する資材とは	工事材料承諾願において、市外にチェックが入った資材を記入してください。